

## 明末徐鴻儒の乱の史料について

浅井紀

## 目次

- はじめ 第四節 『叢微子集』・『擒妖始末』
- 第一章 第一群史料 第五節 『明史』△趙彥云△の成立過程
- 第一節 『平妖奏議』
- 第二節 第二章 第二群史料
- 『平妖集』
- 第三節 『平妖紀』
- むすび

## はじめに

明末、天啓二年（一六二三）に山東省を中心に起つた聞香教徒徐鴻儒の乱は、明末の政治社会状況を解明する上で、また、歴代の白蓮教系民衆反乱の特質を考察する上で、無視出来ない歴史的事件である。

先ず、諸史料の伝える所に依つてこの反乱の顛末を概観すれば、万曆年間に王森なる人物によつて白蓮教の一派聞香教が創始され、北直隸を中心に数省に跨つて多数の教徒を擁した。のち、王森は官憲に逮捕され、万曆四七年

(一六一九)に獄死した。この教派を繼承した王森の子の王好賢、山東の徐鴻儒、北直隸景州の于弘志らは天啓二年八月中に同時に挙兵する密約をしたとされるが、何等かの理由で、同年五月、徐鴻儒が先ず挙兵し、于弘志がこれに続いた。反乱は山東を中心に、南北直隸・河南省に及んだ。結局、徐鴻儒と于弘志は捕えられ、同年十月に反乱は鎮定されたが、王好賢だけは逃亡し、のち、天啓三年(一六一三)一二月に揚州で逮捕された。

以上の如き顛末を記す史料は多数に上るが、それ等の間には少なからぬ記述上の差異が見出される。そこで本稿では、徐鴻儒の乱及び聞香教についての、より正確な歴史像形成の前提となるべき関係諸史料の整理、比較検討、系統付けを行う。従って、この反乱そのものに関する考察は別稿に譲る。徐鴻儒の乱については、既に野口鉄郎氏<sup>(1)</sup>と鈴木中正氏<sup>(2)</sup>の論考があるが、この両先生が依拠した諸史料に筆者が新たに蒐集した諸史料を加え、先ずこれ等を出来るかぎり成立年代順に左に掲げる。これ等は現時点で私が閲読し得た、徐鴻儒の乱及び聞香教に関して直接的記述があり、且つそれを考察する上で重要なと思われる史料である。従って、記事を含みはするが、あまりにも簡略なものは除いた。

(史料)

1 趙彥『平妖奏議<sup>(3)</sup>』四卷、天啓三年(一六一三)六月序。

2 王一中『平妖集<sup>(4)</sup>』一卷、明末成(清鈔本)。

3 岳和声『鑒微子集』五卷、『擒妖始末』一卷、ともに天啓四年(一六一四)三月序<sup>(5)</sup>。

明末徐鴻儒の乱の史料について  
浅井

4 黃尊素『說略』不分卷、天啓五年（一六二五）成。

5 徐必達『南州草』三四卷、天啓年間成。

6 方孔炤『全迈略記』一卷、腹裏略、崇禎元年（一六二八）序。

7 張鼐『寶日堂初集』〇一卷、賀大司馬兼御史大夫西蜀趙公盪平妖寇序、崇禎二年（一六二九）序。

8 沈國元『兩朝從信錄』一卷、天啓二年—四年、崇禎五年（一六三一）以前刊<sup>(6)</sup>。

9 徐從治『平妖紀』（『昭代芳摹』三卷、熹宗憤皇帝紀、附刻）、崇禎五年（一六三一）以前成。

10 陳竜可『皇明十六朝廣彙記』一卷、熹宗憤皇帝、崇禎五年（一六三一）序。

11 陳竜可『皇明通紀輯錄』一卷、熹宗憤皇帝、崇禎年間成。

12 江旭奇『皇明通紀集要』一卷、熹宗憤皇帝、崇禎年間成。

13 徐昌治『昭代芳摹』一卷、熹宗憤皇帝、崇禎九年（一六三六）自序。

14 馬晉允『皇明通紀輯要』一卷、熹宗憤皇帝紀、崇禎一二年（一六三九）自序。

15 『明熹宗憤皇帝実錄』、崇禎末年成。

16 鄒濤『啓禎野乘』一集九卷、徐司馬伝、姫太僕傳、崇禎一七年（一六四四）自序。

17 談遷『國榷』一卷八六、天啓二年—四年、順治一〇年（一六五三）頃成。

18 谷應泰『明史紀事本末』〇七卷、平徐鴻儒、順治一五年（一六五八）序。

19 黑『聊城縣志』四雜志、康熙二年（一六六三）序。

20 査繼佐『罪惟錄』反逆列伝<sup>三</sup>、徐鴻儒『四部叢刊』編所収、康熙二年（一六七二）頃成。

21 熙『鄒縣志』卷二、人民部・灾乱誌、康熙二年（一六七三）二月序。

22 熙『滕縣志』卷六、宦業、姫公文胤<sup>△</sup>、康熙二年（一六七三）五月序。

23 熙『鄒城縣志』卷九、災祥、康熙二年（一六七三）八月序。

24 熙『沂州志』卷四、仕進部・胄弁志、康熙二年（一六七四）序。

25 朱璘『通鑑明紀全載輯略』卷三、明熹宗紀、康熙三年（一六九六）序。

26 康熙『城武縣志』卷一、雜志・紀異、康熙四年（一七〇一）序。

27 李玄錫『明史綱目』卷二、熹宗（朝鮮本）、康熙四年（一七〇三）序。

28 熙『鉅野縣志』卷五、藝文志、康熙四七年（一七〇八）序。

29 『明史草稿』、楊肇基<sup>△</sup>、康熙五年（一七一二）以前成。

30 『明史草稿』、趙彥<sup>△</sup>、康熙五三年（一七一四）以前成。

31 王鴻緒『明史稿』<sup>△</sup>、趙彥<sup>△</sup>、康熙五三年（一七一四）成。

32 毛奇齡『後鑑錄』卷四、毛奇齡『西河合集』所收、康熙五五年（一七一六）以前成。

33 熙『鄆城縣志』卷七、雜稽志・附寇變、康熙五五年（一七一六）序。

34 張廷玉等『明史』<sup>△</sup>、徐從治<sup>△</sup>、趙彥<sup>△</sup>、楊肇基<sup>△</sup>、姫文允<sup>△</sup>、乾隆四年（一七三九）成。

35 隆乾『徐州府志』卷二、大事紀、乾隆七年（一七四一）刊。

36 傅恒等『歴代通鑑輯覽』<sup>一三</sup>明熹宗皇帝、乾隆三三年（一七六八）成。

37 隆『曲阜縣志』<sup>一九</sup>列伝△孔聞簡△、乾隆三九年（一七七四）序刊。

38 那彦成『那文毅公初任直隸總督奏議』<sup>二四</sup>飭緝逆黨、道光一四年（一八三四）序。

39 道『濰縣志』<sup>一四</sup>藝文、道光二六年（一八四六）序。

40 夏燮『明通鑑』<sup>八七</sup>熹宗哲皇帝、同治八年（一八六九）以前成。

41 陳鶴『明紀』神宗紀・熹宗紀、同治一〇年（一八七一）成。

42 王錫祺『闢邪錄』<sup>一</sup>歴代邪教考△徐鴻儒△、光緒二六年（一九〇〇）跋刊。

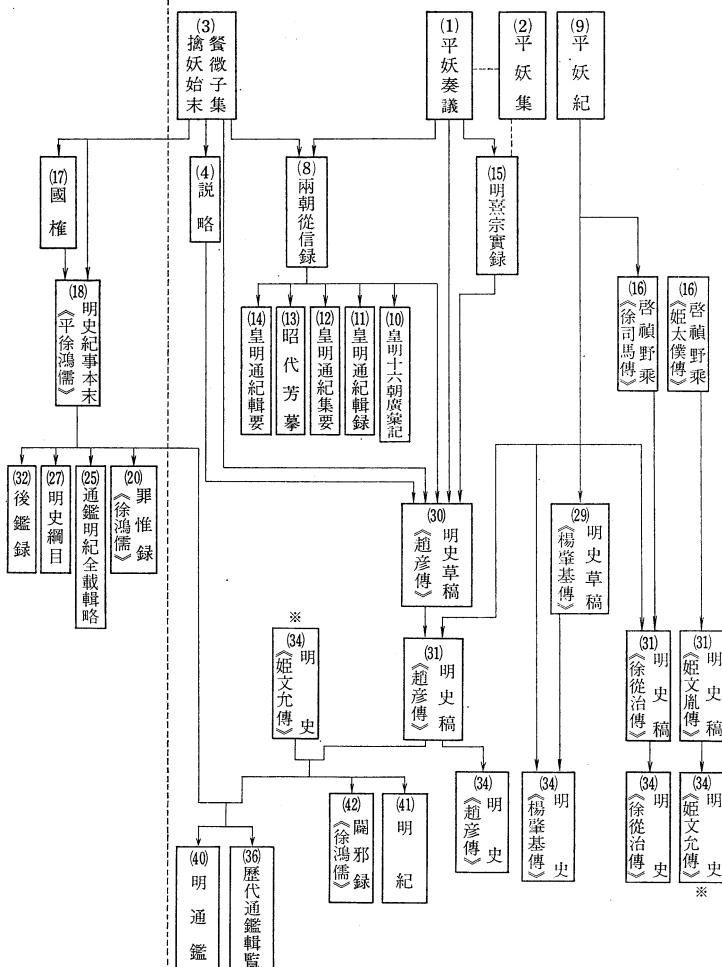
43 民『臨沂縣志』<sup>三一</sup>藝文、民国五年（一九一六）序。

右の内、野口氏は史料8・15・16・17・18・20・21・31・33・34・40・42を用い、鈴木氏はこれに史料4・38を追加した。両氏が用いた諸史料間には記述内容に看過出来ない差異が認められるが、両氏ともこの点を問題とせず、特に野口氏は史料18『明史紀事本末』（以下、『紀事本末』とも記す）に依拠して乱の顛末を記しているが、この史料の有する誤りについては第二章で論じたい。前掲諸史料の内、両氏が用いた右記以外は私が新たに追加するものであり、中でも本稿では、1『平妖奏議』、2『平妖集』、3『餐微子集』・『擒妖始末』、9『平妖紀』の四史料を考察の中心に据える。史料1・2・9は主として徐鴻儒の乱の平定経過を、史料3は聞香教教主の王森・王好賢父子の同教創始、布教、逮捕の顛末を、それぞれ記述する官側の直接当事者の筆になる史料である。

(徐鴻儒の乱・聞香教関係史料系統図)

第二群史料

第一群史料



そこで、この四史料との関連において、前掲1—43の諸史料を三群に分類する。第一群は、この1・2・3・9の四史料のすべて、またはそれらのいずれかに直接的、或は間接的に関係を有する史料で、1・2・3・4・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・29・30・31・34・36・40・41・42がこれに属する。第二群は第一群の一部史料に依りながらも、これと異なる系統で、17・18・20・25・27・32がこれに属し、特に18『紀事本末』が中心的地位を占める。第三群は前二者の系統に属さない独自の記事を含む諸史料で、5・6・19・21・22・23・24・26・28・33・35・37・38・39・43がこれに属し、地方志が大半を占める。

更に、第一・第二群史料間の関係をより具体的に示せば、前頁に掲げる如き系統図となる。本稿では、図の如き史料系統の具体的な形成過程を論じ、その中で、我々が依拠すべき信憑性のある史料を判定して行きたい。先ず、第一章では、前述の1・2・3・9の四史料を中心に、第一群諸史料を検討していく。

## 第一章 第一群史料

### 第一節 『平妖奏議』

第一群中ばかりでなく、前掲全史料の中でも最も早期に成立し、且つ最も詳細に徐鴻儒の乱の平定経過を記述する史料は、1趙彥『平妖奏議』四巻（以下、『奏議』とも記す）である。『奏議』は、序文二、上奏三一件、塘報八件より成り、序文には天啓三年（一六二三）六月庚辰（二二日）の日付があり、同書が亂の平定された天啓二年（一六二二）十月に極めて近接した時期に成立したことを示す。撰者趙彥は陝西省膚施県出身の万曆二年（一五八

三）の進士<sup>(9)</sup>で、泰昌元年（一六一〇）八月より天啓三年八月まで山東巡撫に任じ、在任中の天啓二年に起つた徐鴻儒の乱平定の官側の総責任者となつた人物であり、のち、その功績により兵部尚書に陞任している。<sup>(12)</sup> このように、『奏議』は官側の最高位の直接当事者の手になり、その内容も公文書を編集したものであるが、これを依拠すべき根本史料と断定するには更に検討をする。一般的に言って、直接当事者の筆になる史料は、最高の根本史料となり得る可能性と同時に、記述内容と撰者との強い利害関係による、眞実の隠蔽・歪曲・誇張の可能性も強くなり、その取り扱いには慎重を要する。しかも、当時、趙彥自身及びその配下の官軍の行動に対しては強い批判が加えられた事実がある。天啓二年当時に御史であった東林党的有力人物黃尊素は、その著書『說略』<sup>(14)</sup>中に、左の如く記している。

白蓮教陷鄒・滕、復侵兗州。我師失利。撫院趙明宇（彦—引用者註）出城、祭陣亡將士。猝報賊至、城門先閉。趙以筐籃縋城而上<sup>(15)</sup>。留都伝為筐籃撫台。征妖、其兵無節制。良民罹鋒鏑者甚衆。幸而成功、趙明宇得蒙陞廕。雜収戰地之戶、築為京觀、立石紀之<sup>(16)</sup>。夫邲之戰、楚收晉戶、尚不敢為京觀。而趙乃取我鋒鏑之赤子、號為鯨鯢之一。己之富貴寧無尽耶。羅掌科論之。（傍線筆者）

即ち、当時南京では趙彥を「筐籃撫台」と揶揄した事実を述べ、その配下の兵は規律に欠け、多数の良民を妄殺し、趙彥自身は功を誇り、富貴を貪つたと非難している。更に、単なる非難に止まらず、吏科給事中玄默、御史王珙、南京兵科給事中袁玉佩らによつて、同様の趣旨で趙彥に対する弾劾が行われている。<sup>(17)</sup> 『奏議』中に、趙彥は繰返し招撫工作による反乱側民衆の救済の事実を強調しており、それは、この種の非難に対する弁明とも受取れる。

『奏議』の信憑性にとって不利な、以上の如き事実が他にも存在し、且つ後に論ずる如く、同書が第二群諸史料と少なからぬ記述内容の差異を有することに鑑み、その史料的価値を判断するに当っては、他の信頼するに足る史料と比較することが必要であろう。その第一に挙げられるのが『明実錄』であり、次いで『両朝從信錄』である。

『明実錄』は明朝権力の監督のもと、纂修官の取捨選択を経て成立した国家の公式記録であり、その記述中に誤りや王朝権力の立場から来る事実の歪曲・隠蔽等が存在する可能性は否定出来ないが、この点に対する批判を怠らないならば、それは相対的に最も高い客觀性を保持し得る成立条件を備えており、根本史料となり得るであろう。史料15『明熹宗憇皇帝實錄』(以下、『実錄』とも記す)は崇禎元年(一六一八)か二年に纂修が開始され、崇禎末年に完成したと考えられるから<sup>(19)</sup>、その成立時期は『奏議』より後であることを念頭に置き、両者の記事を比較してみよう。先ず、徐鴻儒の挙兵を最初に報ずる『実錄』天啓二年五月丙午(一一日)の条と『奏議』のこれに対応する部分とを比較する。

### 15 『明熹宗實錄』 天啓二年

#### 記事(1) 五月丙午(一一日)の条。

(A) 山東白蓮妖賊徐鴻儒反、攻陷鄆城県。鴻儒鉅野人。以左道聚衆。入教者飲以迷藥。妄言生當為帝為王、死當証仏作祖、転相煽惑。<sup>(20)</sup>自畿南・中州・晉・趙・淮・徐在在有之。皆推鴻儒為教主。偽稱中興福烈帝、以偽印伝旗勅諸方一時並起。皆著紅巾為号。旬日間遠邇響應。山東巡撫趙彥遣都司楊國棟等將兵討之。(B)因上疏言。東省為神京肘腋。(C)会城為全省腹心。(D)今賊勢日急、省城策應不敷。(E)鋒營額兵三千名。調發已尽。

(F) 而各郡邑之請討者日接踵而已。(G) 応於省城再添兵三千名・馬一千匹。但遇有警、朝聞夕發。(H) 臨清旧額兵二千。德州新設兵二千。今調一千征賊、而地方奸宄即起窺伺之意。二州皆咫尺神京、灌輸漕運應宿重兵。

各加兵一千名・馬三百匹。至兗州一府、南北要衝、環千里內無一兵可恃。(後略)(傍線筆者)

これに対して、1『奏議』の対応記事を挙げれば、左の如くなる。

(A)の記事は、

一卷 《初報妖賊疏》 《報賊陷鄆縣》 《報妖賊稱王僭号疏》 三卷 《廣招撫散妖党疏》

と照應(なお、以下、「照應」という語を用いた場合、比較する双方の記事が、同文ではないが、同一内容であることを示す)し、(B)ー(H)の記事に対しては、一卷 《議添各道兵馬留餉疏》に、左の如くなる。

(B) 東省為神京肘腋、脉路相通。肘腋壯而後天君得以泰然。(C) 会城為全省腹心、呼吸相閲。腹心寧而後四肢

可保無恙。(D) 今賊勢日急、省城策應不敷。是腹心病而肘腋弱矣。欲保治安得乎。(E) 幸鋒營額兵三千名、賴

濟南兵巡道參政曹爾楨鼓舞訓練、人人雄健。討賊全藉此兵、業已盡發。(F) 而各郡邑之請討者日接踵而已。

(G) 會省空虛亦非居重馭輕之意。應于省城再添兵三千名・馬一千匹。但遇有警、朝聞夕發。視徵兵于各路者、

功効自徑庭也。(H) 臨清旧額兵二千。德州新設兵二千。今調一千征賊、而地方奸宄即起窺伺之意。二州皆咫尺

神京、灌輸漕運應宿重兵。各加兵一千名・馬三百匹。至兗州一府、南北要衝、環千里內無一兵可恃、致賊橫逞

莫可底止。向使兗屬有二三千勁兵、亦可隨起隨滅、不止延蔓如今日矣。(後略)

兩者の記事は、(A)の部分で照應するうえ、(B)ー(H)の部分では、『奏議』の方がより詳細ではあるが、文の

明末徐鴻儒の乱の史料について 浅井

構成と細かな語句において、ほぼ完全なる一致が見られる。このような完璧に近い一致は、『実録』の記事が『奏議』の奏疏に依拠し、これを要約、或は抜粋して成立したものであることを推定させ、この推定は、以下に検討する『実録』の各条に於いても立証される。この条以降、天啓二年十月の徐鴻儒の捕縛に至るまでの、『実録』と『奏議』との対応記事を列举すれば、左の如くなる。

## 15 『明熹宗實錄』 天啓二年

## 1 『平妖奏議』

- (2) 五月甲寅（一九日）の条。  
(3) 五月己未（二十四日）の条。  
(4) 五月癸亥（二八日）の条。  
(5) 六月戊辰（四日）の条。  
(6) 六月己巳（五日）の条。  
(7) 六月癸酉（九日）の条。  
(8) 六月乙亥（一一日）の条。  
(9) 六月戊子（二四日）の条。  
(10) 七月乙未（一日）の条。  
(11) 七月戊午（二四日）の条。  
(12) 八月辛未（八日）の条。
- 
- (2) 一卷 『報鉅野拒賊全城疏』と照応。  
(3) 一卷 『報妖賊稱王僭号疏』と照応。  
(4) 一卷 『連獲大捷疏』『再報兗州殺賊大捷疏』と照応。  
(5) 一卷 『報賊陷鄒滕二縣疏』と照応。  
(6) 二卷 『起設總鎮并留班軍疏』『伐鄒三戰三捷疏』と照応。  
(7) 二卷 『再報兗州殺賊大捷疏』と照応。一部同一語句。  
(8) 三卷 『曲阜退賊塘報』と照応。  
(9) 三卷 『糾刻將官私忿致敗疏』と照応。一部同一語句。  
(10) 二卷 『追討賊并解曲阜之困捷音疏』と照応。一部同一語句。  
(11) 三卷 『請大將勅印旗牌并報捷疏』と照応。  
(12) 三卷 『請大將勅印旗牌并報捷疏』と照応。

(13) 九月丙申（三日）の条。

(14) 九月戊申（一五日）の条。

(15) 十月辛巳（一九日）の条。

(13) 卷々官兵勦賊恢復勝縣疏と照応。一部同一語句。

(14) 四卷々官兵血戰勝縣大獲全勝疏と照応。一部同一語句。

(15) 卷々計獲渠魁恢復鄒城塘報と照応。

以上に列挙した如く、『実録』の各条は『奏議』所載の奏疏・塘報と照応し、且つ同一語句が隨處に見出されるから、前者が後者を要約、或いは抜粋して成立したことはもはや疑問の余地が無い。更に、『実録』の各条の日付を、それらと対応する『奏議』の記事で検証すると、(1)(3)(4)(8)(9)(13)各条の日付は記述する主たる事柄が発生した日時であり、(7)(10)(12)(14)各条の日付は天啓帝の諭旨が下された日時であり、単に照応するのみで、日付の根拠が判明しないものは(2)(5)(6)(11)(15)<sup>(21)</sup>だけとなる。この事実は、『実録』の記事の日付の根拠の一端を明らかにすると同時に、『実録』が『奏議』の記事に依拠していることを改めて立証しているであろう。

また、『実録』には、前掲の各条以外に、対応する記事が『奏議』に見当らない、徐鴻儒の乱に関する記事が多数含まれているが、それらは大部分、山東省には直接関係しない南北直隸や河南省に於ける反乱を記述するか、或は、天啓二年十月の乱平定以後の事柄を記述するものである（『奏議』は乱平定までしか記さない）。

かくして、趙彥に対する前述の如き非難や彈劾が行われたにも拘わらず、彼の奏疏と塘報の信憑性は明朝当局によつて承認され、『実録』の原史料となつた事実が確認された。よつて、徐鴻儒の乱を考察するに當つて、『奏議』は、山東省の事象に関しては、『実録』と同等の信憑性を有し、その記述に於いては、はるかに詳細で、より有用な、最高の根本史料と言えよう。

次に、泰昌・天啓年間の事象を記録して『実録』に準じ、且つこれを補う史料である『兩朝從信錄』（以下、『從信錄』とも記す）所載の徐鴻儒の乱関係の記事と『奏議』のそれとの対応関係を左に列挙しよう。

## 8 『兩朝從信錄』 天啓二年

## 1 『平妖奏議』

(1)三巻一 (五月) 『山東妖賊倡亂、攻陷鄆城、撫臣趙彥發兵捕之』の条。

(2)四巻一 (六月) 『山東妖賊復陷鄒縣二県』の条。

(3)四巻一 (六月) 『山東都司廖棟破武安賊巢焚之。撫臣

趙彥奏捷』の条。

(4)四巻一 (六月) 『山東巡撫趙彥請暫留班軍以靖妖氛』の条。

(5)四巻一 (六月) 『復鄆城鉅野』の条。

(6)四巻一 (七月) 『錄叙山東平妖將士楊國棟等功績』

『護運道』の条。

(7)四巻一 (七月) 『賊攻曲阜却之』『沙溝兵將擒斬妖賊』

『奪回糧艘』『淮兵駆斬夏鎮妖賊、運道復通』の条。

(8)四巻一 (七月) 『山東一日二捷』の条。

(8)三巻一 『親征一日二大捷』の拔粹。

(2)一巻一 『報賊陷鄒縣二縣疏』の抜粹。

(3)一巻一 『武安集捷音塘報』の抜粹。

(4)二巻一 『起設總鎮并留班軍疏』の抜粹。

(5)二巻一 『鄆蕩平報捷疏』と照應。

(6)二巻一 『追討賊并解曲阜之困捷音疏』と照應。

(7)三巻一 『曲阜退賊塘報』の抜粹。

(9)卷一（九月）『山東妖賊流劫金山口、徐州震動』と照  
条。

(9)卷四『計獲渠魁恢復鄒城塘報』と照  
応。

(10)卷一（十月）『鄒城恢復、元兇就擒』の条。

(10)四『計獲渠魁恢復鄒城塘報』と照  
応。

『従信録』の記事は、(5)(6)(9)が『奏議』と照應する外、その他は全て『奏議』の奏疏と塘報を抜粋したものである。しかも、その方法は、一部の語句に修正が見られるが、『実録』よりも直接的であり、より原文に近く、長文にわたり抜粋している。『従信録』には、前掲の『奏議』に依拠した記事の外に、同書のみに見られる徐鴻儒の乱関係の記事が含まれているが、『実録』の場合と同様、大部分は山東省以外の地域に関するものか、乱の平定された後に関するものである。『従信録』はまた、3『鑒微子集』の聞香教関係の記事を継承しているが、このことについては第二章で触れたい。

以上に考察して来た如く、『実録』と『従信録』はともにその記事の多くを『奏議』に依拠しながらも、同時にまた、それぞ他の史料に見られない独自の記事を含んでいる。従つて、『奏議』を中心とするこれら三史料は、徐鴻儒の乱について、相互補完的関係に在る、官側の立場で記述された最高の根本史料と言える。『説略』をはじめとする前述の如き趙彥に対する非難や彈劾が公式に承認された形跡は無く、それは『奏議』系統の記事の信憑性に影響を与える程には至らないが、乱の考察に当つて、念頭に置くべき事実ではある。

この三史料は、系統図に見られる如く、後代成立した多数の史料にその記事が継承されているが、特に、『明史』  
卷二八『趙彥伝』の典拠史料となつた事実については、第五節で述べたい。

明末徐鴻儒の乱の史料について

浅井

## 第二節 『平妖集』

次に、『奏議』を補足すべき史料として、2王一中『平妖集』一巻を検討する。撰者王一中は巡按山東監察御史として、巡撫趙彥を補佐し、徐鴻儒の乱の平定に当った人物であるが、その名は『奏議』・『実録』・『從信錄』等に見出されるものの、『明史』には一切記す所が無く、その果した役割については必ずしも明らかでない。理由は、巡按御史としての職掌柄、乱の平定に実際に参加することが無く、且つ戦いの途中で任を離れ、平定の功に与りえなかつたためと思われる。しかし、『奏議』所収の趙彥の奏疏の大半は、總理河道陳道亨及び王一中との協議の上での、三者の会奏となつており、王一中は、いわば『奏議』の副撰者であると言えよう。趙彥自身が、  
自用兵以来、按臣与臣事事商確、時時隕備、一応機宜無不為。<sup>(24)</sup>

と述べる如く、この間の王一中の役割のかなり重要なことが認められる。

『平妖集』は、王一中が同書<sup>上</sup>『平妖集奏疏』中で、

凡与<sup>河</sup>各台会題・会牌稿、非手創者、不刻。

と述べる如く、趙彥・陳道亨との会題・会牌の類は収録せず、彼のみの筆になる徐鴻儒の乱関係の条示・牌檄・書札・尺牘を編集し、生前に、乱の平定後の天啓年間に刊行したものである。<sup>(25)</sup>ただし、筆者の閲読した『平妖集』は、王一中の子孫が代々伝えられて來た刻本を清末に修訂したものの中本である。<sup>(26)</sup>

王一中は終始濟南に留つて戦場に赴かなかつたので、同書の記事には具体的な戦闘の記述が欠け、且つその記事

の過半数以上を占める、趙彥を始めとする官軍側諸人物との間の書札・尺牘は大部分日付が不明確で、この史料のみでは乱の考察を行い難い弱点がある。しかし、一旦これを『奏議』の記事と比較するとき、両者は互いに照応し、『平妖集』の記事についてはその日付や背景がより明確になるとともに、『奏議』の記事については別の面からその内容が補足されるという、相互補完的関係が明らかとなる。これは、王一中が『奏議』の記事の一翼を担つており、『平妖集』の記事はそれを踏まえて記述されたものと考えられるから、当然のことと言えよう。

例えば、天啓二年七月一九日の鄒県城附近での戦闘について、『奏議』三卷『請大將勅印旗牌并報捷疏』では、單に、聞香教軍の猛攻を受けて官軍が退却したことを記す。一方、『平妖集』卷下『與兗東守巡道』、即ち、兗東分巡道で監軍であった徐從治宛の王一中の書翰に於いては、官軍の退却は広東兵が戦わざして逃走したことによる、と趙彥が王一中に連絡して来た事實を記す。その結果、徐從治宛別翰(27)では、

如陳九徳之類、不足助而反為我之害也。

と述べて、広東兵指揮官の陳九徳を非難し、更に、趙彥宛の書翰(28)では、

広兵既怯而從、戰敗之餘、猶掠婦女。當慚媿之後、猶生狡謀。至各將塘報、畏其奸險不敢言。此真軍中之蠹也。

とまで言う。また、一般に官兵の戦い振りについても、

我兵旋進旋退、勝則爭功、敗則競走、蕩平何日(29)。

と批判する言葉が見える。『奏議』の記事が、幾分、乱の平定の功を誇り、これを傷つけるような官側の敗北や欠

点を表面に出さない傾向があるのに對し、『平妖集』には、王一中の巡按御史としての立場上、これに時として忌憚の無い批判を示す記事があり、官側の内部事情の一端を明らかにしていて、事實認識を深める上で益する所が大きい。

王一中は、官側の乱の平定方策についても、趙彥と対立する所は少なく、彼自身が上奏して、平定及び善後方策を趙彥に専委すべきことを請うて<sup>(30)</sup>いる。従つて、同書には、當時、趙彥に加えられた「良民の妄殺」や「貪功」といった類の非難は見出されず、むしろ、中央の當局者に対して、招撫ばかり空言して、乱の平定のための兵力と軍餉とを提供しない、と批判する記事が見られる。<sup>(31)</sup>

このように、『平妖集』は、『奏議』との間は、王一中自身の協力を媒介とする、表裏一体とも言うべき記述上の相互補完的関係に在るが、『奏議』の記事に依拠している『実錄』・『從信錄』との間にも、当然のことながら、記述内容の食い違いは無い。ただし、『平妖集』は右の如何なる史料との間にも、記述上の繼承関係は無く、且つ、現在のところ、その記事を継承している後代の史料も見当らない。その名も、僅かに治『麗水県志』卷一人物、に『靖匪錄』<sup>(32)</sup>という別名で見出されるのみである。

以上、第一・第二節に於いて得た結論を総合するならば、『奏議』及びそれと直接的、或は間接的関係の上に成立した『実錄』・『從信錄』・『平妖集』の三史料は、同一グループに属し、相互補完的関係に在る最高の根本史料の一群を形成しており、これらは徐鴻儒の乱の考察に當つて、先ず第一に依拠すべき史料と言えよう。

### 第三節 『平妖紀』

次に、官側直接当事者の筆になる三番目の史料として、9『平妖紀』不分巻を検討したい。撰者徐從治は、乱発生当時に分巡兗東道副使として山東省沂州に駐在しており、のち、分守東兗道副使の王從義とともに監軍として趙彥を補佐し、乱の平定に当っている。その後、崇禎四年（一六三一）、山東省で孔有德の反乱が起るや、山東巡撫としてこれと戦い、崇禎五年四月、萊州府城で戦死している。従って、『平妖紀』は天啓二年の乱の平定後から崇禎五年の間に記されたものと言える。私が閲読した『平妖紀』は、史料の13徐昌治『昭代芳摹』<sup>33)</sup>卷三 熹宗憲皇帝、天啓二年十月の条に、附刻されているものである。『昭代芳摹』のこの乱に關する記事が『從信錄』のそれを繼承していることは、系統図で示す通りであるが、『昭代芳摹』の撰者徐昌治は徐從治の実弟であり、徐昌治は、特に同書卷三、十月の条に、

昌治胞兄從治身歷行間、叙平妖紀。附刻之。

と記して、この『平妖紀』を掲げている。これは本来『平妖紀事』という題目で、『昭代芳摹』とは別に刊行されていた可能性が強いが、今のところ実物の現存を確認出来ないので、本稿では一応『平妖紀』としておく。

『平妖紀』は徐鴻儒の乱の平定経過を、徐從治自身の体験を中心記述したものであり、特に、天啓二年七月より十月まで、監軍として聞香教軍と戦った顛末はかなり詳細で、その内容は『奏議』とほぼ一致し、『奏議』中にもしばしば彼の行動と報告とが記録されている。ただし、分巡兗東道副使として沂州に駐在していて、自から体験

明末徐鴻儒の乱の史料について 浅井

していない時期の、恐らく伝聞に依ると思われる乱の関係記事は、一部不正確であり、例えば、聞香教軍の根拠地梁家樓を梁山と記す誤りが見られる。更に、反乱頭初ばかりでなく、『平妖紀』の日付は全般的に『奏議』の日付との間にしばしば一両日の差異を示す。この場合、個人の体験記とも言うべき『平妖紀』よりも、公文書たる『奏議』の方がより正確であるとも考えられるが、このことはまた、『平妖紀』が『奏議』及びその系統の史料と無関係に成立したことを示すものであろう。要するに、『平妖紀』は『奏議』と別個に成立したに拘わらず、その記事は『奏議』とほぼ一致することによって、両者の根本史料としての信憑性が一層認められる。

しかし、この史料のより積極的な価値は、同史料に見られる、沂州の聞香教徒の反乱を未然に鎮圧した顛末、官軍兵士の困苦と厭戦気分、官軍による鄒県城の包囲と徐鴻儒の捕縛、そして臨場感ある戦場の描写といった、趙彥や王一中よりも直接的に戦場に身を置いて戦つた徐徳治自身の体験に基づく、他の史料に見られない独自の記事に在る。従つて、『昭代芳摹』の撰者徐昌治が、基本的な記述は『從信錄』に依りながらも、『平妖紀』を附刻した意味の一端は、この点に在るものと考えられる。

『平妖紀』は、系統図に示した如く、第一群中の史料16・29・31・34にその記事が継承されているが、ここで注目されるのは、同史料が、34『明史』の列伝の成立過程に於いて典拠史料として採用された事実である。清朝は順治二年（一六四五）に史館を設けて、『明史』の編纂を開始し、乾隆四年（一七三九）の完成までの間、多数の纂修官が分担してその草稿を作成したが、<sup>(36)</sup>現在我々はそれらの草稿をまとった形で見ることは出来ない。ただし、私は、明史編纂に関する諸論文を収めた『明史編纂考』中に、『明史』の草稿とされる『楊肇基伝』<sup>(37)</sup>と『趙彥伝』<sup>(38)</sup>と

を見出した。この『趙彥伝』については第四・第五節で検討することとし、ここでは先ず、『楊肇基伝』について検討しよう。

この『明史草稿』（以下、『草稿』とも記す）『楊肇基伝』は『明史編纂考』所収の論文、侯仁之「王鴻緒明史列伝残稿」に載せられているもので、私は、これが『平妖紀』の記事を継承し、『明史』<sup>七〇</sup>『楊肇基伝』へと連なる事実、即ち、『明史』の『草稿』に他ならぬ事実、を確認した。楊肇基は山東省沂州人で、大同總兵官となり、のち、病のため郷里に隠退していた時、徐鴻儒の乱が起り、徐從治の提言によつて、官軍の總司令官に任せられた人物である。<sup>(3)</sup>ここで、『平妖紀』と『草稿』・『明史』の『楊肇基伝』との対応する記事を抜粋し、左に掲げよう。

## 9 『平妖紀』

(1)余与楊大將軍謀曰、攻城為下。聞賊之精銳盡踞鄆・勝之中。吾擊其首尾而中立救。不如擣其中堅。而後兩城之賊可圖也。(2)于八月初三日、以守備梁汝霖一營<sup>アマ</sup>往攻鄆城、大將軍領各營、從間道、疾趨黃陰、燔其寨。俘獲無算。(3)初四日、連攻二夏店・紀王城・界河駅。以為我軍從天而下也、迅不及防、人畜芻糧尽化為燐燼。(4)初五日、遂攻嶧山、層峰疊障、遍滿賊窟。而各營就馳炳山。至初八日、山賊尽燐。

## 29 『明史草稿』『楊肇基傳』

(1)遂用從治策攻賊中堅。(2)八月三日、以一軍佯攻鄆城。而肇基督大軍、取間道、疾趨黃陰、燔其寨。(3)明日、連攻二夏店・紀王城・界河駅諸賊巢。賊不及防、人畜芻糧尽喪、(4)遂奔嶧山。諸軍乘勝進攻、連破之。閏三日、山賊尽燐。

34 『明史』<sup>七〇</sup> 〔楊肇基伝〕

(1) 時賊精銳聚鄒・勝中道。(2) 肇基令遊兵綴賊鄒城、而以大軍擊賊黃陰。(3) 紀王城、大敗賊。(4) 騰而殪之嶧山。

三史料の記事を比較すると、『草稿』と『明史』の記事は、かなり簡略となり、語句も一部変更されているが、全体の構成と細かい語句の一致から見て、『平妖紀』の記事を継承していることが看取されよう。この『平妖紀』の記事は、『明史稿』と『明史』との『趙彥伝』にも継承されているが、そのことは第五節で触れたい。

このように、清朝の史館での『明史』編纂に際して、『平妖紀』が典拠史料として採用された事実は、同史料の信憑性が一定の公的評価を受けたことを示し、その史料価値判定の一応の目安となるものであろう。よって、『平妖紀』は前述の『奏議』を中心とする四史料とは別系統に成立し、それらを補い得る重要な根本史料であると見なすことが出来る。

## 第四節 『鑒微子集』・『擒妖始末』

これまで考察して来た諸史料が、全て主として山東省の徐鴻儒の乱に関するものであるのに対し、この二書は、主として北直隸を中心とする聞香教団とその教主王森・王好賢父子に関するものである。撰者岳和声<sup>(40)</sup>は天啓二年三月に江西九江道右參政から順天府永平道兵備に任せられ、任地へ赴く途路の山東省で徐鴻儒の乱を目撃した。<sup>(41)</sup>更に、彼は同年十月に順天巡撫に陞任し<sup>(42)</sup>、天啓四年（一六二四）二月まで在任したが<sup>(43)</sup>、その間に徐鴻儒と結んだ聞香

教主王好賢一党の逮捕を行つてゐる。

『餐微子集』五巻は順天巡撫在任中の奏疏を編集したもので、その中に徐鴻儒および聞香教関係の記事が含まれてゐる。彼は更に、これに関する奏疏・公移のみを集めて、『擒妖始末』二巻（以下、『始末』とも記す）を著し、末尾に、王好賢の父王森の聞香教創始、布教、逮捕に至る顛末を記す（『妖首王好賢父王森旧招節略』（以下、『旧招節略』とも記す））を付した。

『餐微子集』には天啓四年上巳（三月三日）の、『始末』には立夏（三月一八日）の小引がそれぞれ附されており、二書が揚州での王好賢の逮捕（天啓三年一二月一八日<sup>(44)</sup>）に極めて近接した時期、岳和声が順天巡撫の任を離れた直後に、ほぼ同時に成立したことを示す。私が閲読した刊本では二書が合刻されており、内容的にも共通記事が多く見られるので、本稿ではこの二書を相互補完的な一つの史料として扱いたい。

この二書は聞香教関係の、官側直接当事者の筆になる最も詳細な史料であるが、その信憑性を判断するに当つての障害は、『実錄』の天啓四年の部分が欠けているのを始め、これと比較すべき信頼するに足る史料に乏しいことである。加うるに、撰者岳和声についても、永平道兵備在任中の天啓二年八月中、一度王好賢の逮捕に失敗し、河南道御史袁化中によつて、收賄し逃亡を見逃したとの彈劾を受けた事実がある。彼は直に上奏して陳弁し、咎無しとされたが<sup>(45)</sup>、このことは二書の信憑性にとって有利な材料ではない。ただ、筆者はこの二書の記事が、これ以後著された第一・第二群の大多数の史料に繼承され、これが現在のところ我々が利用出来るほとんど唯一の聞香教関係の史料であることを明らかにする中で、消極的な形においてではあるが、これに一定の信憑性を与えたいたい。

系統図に示した如く、この二書の記事は第一・第二群の多数の史料に継承されているが、本節では、『擒妖始末』の記事が、『説略』を経て、『草稿』・『明史稿』・『明史』の『趙彥伝』へと継承された具体例を示そう。『草稿』『趙彥伝』は、前述の『明史編纂考』所収の論文、柳詒徵「明史稿校錄」に掲載されているもので<sup>(47)</sup>、『明史稿』および『明史』の『趙彥伝』との比較の過程で、その『明史』の『草稿』に他ならぬ事実も明らかとなろう。以下、五史料の対応する記事を抜粋すれば、左の如くなる。

### 3 『擒妖始末』<sup>(48)</sup>

(A) 王好賢係永平府灤州民、原籍順天府薊州人。有別巻問絞今監故父原名石自然、改名王森。存日皮匠生理。

(中略) (B) 王森于先年間、曾路遇妖狐被鷹所搏擊、口吐人言求救。王森取抱回家。遂斷尾相謝、伝下異香妖術。(D) 後称聞香教主。又起白蓮教為大乘教、又弘通教、即弘封教。(E) 王森遂立大小伝頭・会首。每会二三千人。(F) 互相牽引、雲合響心、頂礼皈依。(G) 致各州縣・營路・衛所・鄉村・鎮店・及京東・京西・山東・河南・山西幾省不分軍民男婦多被煽惑。(H) 後來灤州住居石仏庄。(I) 斂積香錢、或絡繹貢送。森家口称朝貢、或盛貯別所以待森支用供。奉尊崇信如活仏。(中略) (J) 凡有風信、暗置竹籤飛籌、上印烙三王字号、頃刻可伝千里。

### 4 『説略』<sup>(49)</sup>

(A) 王森、原名石自然、薊州皮工也。(B) 路遇妖狐為鷹所搏、狐求救于森。森收之至家。狐斷尾相謝、伝以妖香。(C) 凡聞此香者心即迷惑、妄有所見。(D) 森依其術創為白蓮教、自称聞香教主。(E) 立大小伝頭・会首名

色。(F)此牽彼引、雲合響應、頂礼皈依。(G)蔓延偏于京東・京西・山東・河南・山陝・四川六省、不下二百万入。(H)森移住灤州石仏庄。(I)其徒見者俱稱朝貢。各斂積香錢、絡繹解送、或盛停別所以待支用。(中略)(J)置竹籤飛籌、印烙三王字号、凡有風信頃刻可伝千里。

30 『明史草稿』△趙彥伝

(A)先是、薊州人王森、(B)途遇妖狐為鷹所搏。狐窘求救。森取之至家。狐斷尾為謝、其尾有異香。(C)聞者輒自迷眩、為其役使。(D)森遂倡為白蓮教。(E)其徒有大小伝頭及会主諸号。妄言生當為帝王、死當成仏作祖、転相煽惑。<sup>(50)</sup>(G)自畿輔蔓延山東・山西・河南・陝西・四川、多有其党。(H)森後徙灤州石仏庄。(I)其徒各斂金錢、繹絡輸送、俱稱朝貢。(中略)(J)以竹籤飛籌伝報機事。一日可達千里。(傍線筆者)

31 『明史稿』△明史△趙彥伝

(A)先是、薊州人王森、(B)得妖狐、異香。(D)倡白蓮教、自称聞香教主。(E)其徒有大小伝頭及会主諸号。(G)蔓延畿輔・山東・山西・河南・陝西・四川。(H)森居灤州石仏庄。(I)徒党輸金錢、称朝貢。(J)飛竹籌報機事、一日数百里。(『明史』には、「一日」を「一旦」とす)。

これによつて、『擒妖始末』から『明史』へと至る間の簡略化と、一部の語句の変更・追加の過程が歴然と看取されよう。右に引用した『始末』の記事は、私が、『説略』と対応する部分を『始末』の原文から抜粋し、『説略』の記述の順序に従つて、これを排列したものであり、従つて、『草稿』以降の史料は、直接的には『説略』の記事を継承したものと言える。『明史』△趙彥伝の成立過程で、『始末』系統の記事が原史料の一部をなしてゐる事實

は、『平妖紀』の場合と同様に、その信憑性が、清朝の史館という公的権威によつて一応承認されたものと言えよう。この『始末』と同内容の記事を含む『鑒微子集』は、第二章で示す如く、第二群諸史料に繼承されており、現在のところ、この二書に先行して成立したか、或は別系統で成立して、より信憑性のある聞香教関係の史料は存在しない。<sup>(51)</sup>従つて、我々が聞香教を考察するに当つて、この二書は差し当つて先ず第一に依拠すべき史料と言える。

### 第五節 『明史』△趙彥伝△の成立過程

本節では、これまで考察して來た第一群の諸史料が、『明史』<sup>五七</sup>△趙彥伝△の成立過程に於いて、原史料として用いられた事實を明らかにしよう。先ず、同伝の最も原初の姿を伝え、最も詳細で、史料系統が明瞭に現わされている、前掲の柳詒徵論文所載の『草稿』△趙彥伝△の各条と、それらが依拠したと思われる史料とを列挙すれば、左の如くなる。

#### 30 『明史草稿』△趙彥伝△

- (1) 趙彥膚施人。万曆十一年進士。授行人。屢遷山西左布政使。
- (2) 光宗嗣位、以右僉都御使巡撫山東。
- (3) 遼東既失。彥請於登萊海外諸島增兵置戍、特設大將於登州、  
控制海外。従之。登萊之設鎮自此始。

- (4) 天啓二年、廣寧復失。彥以山東為南北咽喉、列上固人心、練

(2)『実錄』泰昌元年八月己未の条と照応。

(3)『実錄』天啓元年五月己未の条と照

応。

(4)『実錄』天啓二年三月乙巳の条と一部

郷兵、修城隍、減加派、蒐將材、押守令、重監司、裕儲備八

同一語句。

事。詔多允行。

(5) 前掲第四節に提示の『草稿』の記事。

(6) 是時遼東尽陥。四方奸民咸洶洶思逞。好賢等遂期是年中秋諸方並起。会其事漸洩。

(7) 鉅野・曹州各捕獲伝頭二人。鴻儒懼、遂先期反。自号中興福利帝、改称大成興勝元年。五月戊申、率衆犯鄆城。城中人開門納賊、城遂陷。

(8) 越四日壬子、別賊以二千人陷鄆縣。是夕又陷滕縣。已復陷嶧縣。皆先布間諜於城中。賊至立破。當是時、永平日久、郡縣無守備。山東故不置重兵、驟聞賊起、人心洶懼、諸不逞之徒又忬之。旬日間衆至數万。

(9) 彦急遣都司楊國棟等赴討。而檄屬郡練民兵、嚴保甲、自為守禦。增兵濟南・兗州・濟寧・曹州・沂州諸要地、防賊侵犯。

(10) 請留京操班軍及廣東援遼軍資征調。荐故總兵官楊肇基知兵、請復官討賊。

(5) 第四節参照。

(6) 『餐微子集』・『擒妖始末』と照応。

(7) 『奏議』一卷、初報妖賊疏、及び『從信錄』三卷、  
△山東妖賊倡亂、攻陷鄆城、  
巡撫趙彥發兵捕之と照応。

(8) 『奏議』一卷、報賊陷鄆滕二縣疏、二卷  
△嶧縣官民俱逃失城疏と照応。

(9) 『実錄』同年五月丙午の条、及び『奏議』一卷、  
△議添各道兵馬留餉疏と照応。

(10) 『実錄』同年六月己巳の条と照応。

(11) 命未下、賊已乘虛襲兗州、為滋陽知県楊炳所拒、乃引退。

(中略)

(12) 六月、都司廖棟等督兵擊鄆城賊大破之。乘勝攻燬武安集賊巢及旁近諸小寨。賊奔拋梁家樓。官軍遂圍之。遂復鄆城。

(13) 其別部犯鉅野者、知県趙延慶乘城固守。延慶妻親為供饋、城中婦女千餘人助之。賊不能破。會楊國棟援兵至、賊遂敗去。

(14) 其別部復犯兗州、亦為國棟軍所敗。先後斬馘三千餘級。賊勢稍衰。

(15) 國棟遂偕廖棟等四營合攻鄒縣。會國棟與棟爭功不和。賊悉銳衝之。四營俱潰、遊擊張榜戰死。官軍喪氣。

(16) 賊遂乘勢圍曲阜。知縣孔聞詩率吏民固拒。適國棟等以兵來援。賊拔營去、転圍鄰城、亦為官軍擊敗、遂復禪縣。(中略)

(15) 『奏議』<sup>卷一</sup>、<sup>二</sup>同年六月戊子の条と一部同一語句。

(16) 『奏議』<sup>卷二</sup>、<sup>三</sup>同年六月戊子の条と解曲阜之圍捷音疏、及び『實錄』同年七月乙未の条と照應。

(17) 七月戊辰、彥乃親臨兗州視師。因祭前陣亡將士、甫出城行祭。賊萬餘人忽五路奄至。

(18) 守者亟閉城門。彥倉猝以竹筐縋而上。

(18) 『說略』<sup>(53)</sup> (第一節に提示) と照應。

(12) 『奏議』<sup>卷一</sup>、<sup>二</sup>初報捷音疏、<sup>三</sup>武安集捷音塘報と照應。

(13) 『奏議』<sup>卷一</sup>、<sup>二</sup>報鉅野拒賊全城疏、<sup>三</sup>及び『說略』<sup>(52)</sup>と照應。

(14) 『實錄』同年六月癸酉の条と一部同一語句。

(11) 『實錄』同年五月己未の条と照應。

(19) 總兵官楊肇基急偕監軍副使王從義・徐從治督兵迎戰、而令國棟及廖棟繞出賊後。賊腹背受敵、死者千餘人。餘賊南奔至橫河、官軍追及。適山水暴發、賊倉皇渡水、溺水無算。

(20) 先是、鴻儒拋梁家樓、數為官軍所挫。乃渡河東、拋紀王城自保。至是肇基乘勝攻破之。鴻儒走鄒縣。

(21) 会天津副使來斯行援兵亦至。遂會師復膠縣、平嶧山、救豐・沛、屢挫賊兵。而國棟等又大破賊於沙河。斬首四千餘級。賊勢

日蹙、止保鄒縣一城。

(22) 官軍遂進圍之。築長堤、掘隧道、為必拔計。賊窘。其黨偽都督侯五等援職出降。鴻儒猶抗守不下。相持三月。賊食盡計窮、以畏死、終不敢出。彥令賊不速降、即四面急攻尽屠其中。城中人洶懼。十月乙亥、賊党乃擁鴻儒出。官軍俘之、獻於朝。散其党二万七千餘人。賊尽平。

(23) 彥乃收戰地諸屍、築為京觀、樹碑紀績焉。

(24) 鴻儒既至。告廟獻俘、磔於市。鴻儒始被俘、歎曰、我与王好賢父子經營天下餘二十年、計我徒衆不下二百萬人。今事不成。

明末徐鴻儒の乱の史料について

浅井

(19) 『奏議』<sup>三</sup>卷八親征一日二大捷疏、及び『從信錄』<sup>四</sup>卷一、『山東一日二捷』と一部同一語句。

(20) 『從信錄』<sup>九</sup>卷一、『巡撫趙彥恭報蕩平完局疏』と一部同一語句。

(21) 『從信錄』<sup>九</sup>卷一、『平東總兵楊肇基塘報』、及び『實錄』同年九月戊申の條と一部同一語句。

(22) 『從信錄』<sup>九</sup>卷一、『巡撫趙彥恭報蕩平完局疏』・『平東總兵楊肇基塘報』と一部同一語句。

(23) 『說略』<sup>(54)</sup> (第一節に提示) と照応。

(24) 『餐徵子集』<sup>四</sup>卷八『恭報擒獲妖首疏』、『擒妖始末』<sup>(55)</sup>上、及び『說略』と一部同

天也。（後略）

一一語句。

以上、『草稿』、『趙彥伝』の記事を逐条的に検討して来ると、それらは『奏議』、岳和声の二書、『実錄』、『從信錄』、『説略』の記事と照応するのみならず、一部では、それぞれと同一語句を共有していることが判明する。即ち、同伝は、第一群に属するこれらの、或はこれらと同系統の、諸史料に依拠して成立した、と判断して誤りは無いであろう。勿論、第二群諸史料、就中『紀事本末』にも、個々の記述では同伝と照応する部分が少くないが、第二章で示す如く、全体的差異が大きく、同伝が第二群史料に依拠した可能性は少ない。また、現在のところ、他により適當な別系統の典拠史料が存在する可能性も極めて少ない。この『草稿』の同伝に対応する『明史稿』列伝一  
二三と『明史』卷二七との『趙彥伝』は、左の如く記している。

(1) 趙彥膚施人。万曆十一年進士。授行人。屢遷山西左布政使。(2) 光宗嗣位、以右僉都御史巡撫山東。(3) 遼東既失。彥請增兵戍諸島、特設大將登州。登・萊設鎮自此始。(4) 天啓二年、廣寧復失。彥以山東南北咽喉、列上八事、詔多允行。(5) [前掲第四節に提示の記事]。(6) 至是、好賢見遼東尽失、四方奸民思逞、与鴻儒等約是年中秋並起兵。会謀洩。(7) 鴻儒遂先期反、自号中興福烈帝、称大成興勝元年、(甲)用紅巾為識。五月戊申、陷鄆城。(8) 俄陷鄆・滕・嶧、衆至數万。時承平久、郡縣無守備、山東故不置重兵。(9) 彥任都司楊國棟・(乙) 廖棟、而檄所部練民兵、增諸要地守卒。(10) 請留京操班軍及廣東援遼軍、以備征調。薦起故大同總兵官楊肇基為山東總兵官、討賊。(11) 賊乘肇基未至、襲兗州、為滋陽知縣楊炳所却。(12) 棟等敗賊、復鄆城。(13) 其別部犯鉅野、知縣趙延慶固守不下。國棟兵至、敗之。(14) 又敗其犯兗州者。(15) 遂偕棟等合攻鄆縣。兵潰、遊

擊張榜戰死。(16)賊遂圍曲阜・鄒城、旋敗去。遂復嶧縣。(17)七月、彥視師兗州。甫出城、遇賊万余、(18)彥縋入城。(19)肇基急迎戰、而令國棟及棟夾擊、大敗之橫河。(丙)時賊精銳聚鄒・滕中道、彥欲攻鄒・滕。副使徐從治曰、攻鄒・滕難下。不如撃其中堅、兩城可圖也。彥乃與肇基令遊兵縱賊鄒城、而以大軍擊賊精銳於黃陰・紀王城、大敗賊、蹙而殪之嶧山、遂圍鄒。大小數十戰、城未下。(21)令天津僉事來斯行及國棟等乘間復滕縣。國棟又大破賊沙河。(22)乃築長圍以攻鄒。鴻儒抗守三月、食盡、賊党尽出降。(丁)鴻儒單騎走、被擒。撫其衆四万七千餘人。(23)彥乃紀績。(24)告廟獻俘、磔鴻儒於市。鴻儒歎曰、我与王好賢父子經營二十年、徒党不下二百万。事不成、天也。(『明史』には、「告廟獻俘、磔鴻儒於市。鴻儒躡山東二十年、徒党不下二百万。至是始伏誅」とす)。(後略) (傍線筆者)

これによつて、『明史稿』△趙彥伝△が、全体の構成および細かい語句の一一致から見て、前掲『草稿』同伝を簡略にしたものであり、一部語句の修正を加えられて、ほぼ全文が『明史』同伝に引き継がれた過程が看取出来よう。ただ、ここで見落せないのは、『明史稿』の段階で、『草稿』には見られない傍線(甲)(乙)(丙)(丁)部分の記事が付加されたことである。このうち、(甲)(乙)は恐らく『奏議』及び『實錄』の系統の史料による知見と考えられるが、(丙)(丁)については、管見の限りでは、『平妖紀』以外にその典拠を見出し得ない。即ち、(丙)は第三節で提示した『平妖紀』の記事を継承し、(丁)は『平妖紀』の左の如き記事を継承したものと考えられる。

迨十五日、遂倒馴、詣軍門乞命。因留其渠魁、而遺協從者、往諭衆賊以不殺之仁。(丁)十六日蚤、徐鴻儒單騎出奔、即有降賊引我兵擒之。十七・十八両日、余与王從義・楊肇基分門点放、共冊報四万六千有奇。(傍線筆者)

明末徐鴻儒の乱の史料について

浅井

以上のことばは、第三節で述べた、『平妖紀』の記事が『明史』『楊肇基伝』に継承されている事実とも一致する。かくして、清朝の史館において、『明史』『趙彥伝』が、第一群の重要な史料、即ち、『平妖集』を除く官側直接当事者の筆になる三史料、及び『実錄』・『從信錄』・『説略』の記事、或はそれらと同系統の記事を集大成して成立した過程が明らかとなり、改めて明史纂修官のこれらの史料に対する一定の評価を確認することが出来た。この事実は、『実錄』に基づき、野史を併用したと言われる『明史』編纂過程<sup>(56)</sup>の具体的例の一つとなろう。

なお、主として『明史稿』の記事を継承する史料として、系統図に示した如く、36『歴代通鑑輯覽』、40『明通鑑』、41『明紀』、42『關邪錄』がある。

## 第二章 第二群史料

第一群中的一部史料を継承しながらも、全体的に見て、それと記述内容が相違し、別系統に属するのが第二群諸史料であり、前掲の系統図に見られるが如き記述上の継承関係がある。第二群中、最も詳細な記述を有する史料は18『明史紀事本末』<sup>○七</sup>『平徐鴻儒』である。以下、同史料がそれに先行して成立した岳和声の二書及び『國榷』の系統の記事を継承している具体例を示そう。先ず、『國榷』(順治一〇年頃成)と『紀事本末』(順治一五年序)との対応する記事の一部を抜粋すると、左の如くなる。

17『國榷』、天啓二年五月戊午(二三日)の条。<sup>補註</sup>

山東巡撫趙彥報。(1)妖賊徐鴻儒倡乱。鴻儒鉅野人。以白蓮教惑衆。(中略)(2)初深州王森以救妖狐、狐断尾

藏之。人聞異香多歸附。号聞香教。森死。遺資巨万。子好賢藉其質以結客、与景州于弘志通、密約徐鴻儒三方同起。而鴻儒以他事先發。(3)在卡家屯刑牲誓衆、寄家梁山泊。(4)拋梁家樓為巢。(6)攻鄆城。知縣余子翼

遁。遂拋之。曹濮騷動。(後略)

18 『明史紀事本末』○卷七 《平徐鴻儒》

(1)熹宗天啓二年夏五月、山東妖賊徐鴻儒倡亂。鴻儒鉅野人。遷鄆城。万曆末、以白蓮教惑衆。黨數千人。

(2)深州人王森以救妖狐、妖狐斷尾令藏之招人。人聞異香多歸附之。号聞香教。森死。遺資巨万。子好賢藉其資以結客有異志。景州于弘志以棒棰會聚惡少年。好賢與通密約鴻儒於八月望日三方同起。而鴻儒以他事相激先發。(3)在卡家屯刑牲誓衆。令衆至梁山泊寄家口。然後起兵往困魏家莊。(4)又二千餘人困梁家樓、拋為巢。

去縣二十里。官兵不敢前。(5)又攻鉅野縣。其黨楊子雨・李泰等被擒。又曹州擒張世佩。其身旁匿紙人數千、號四大金剛、亦鴻儒黨也。(6)鴻儒攻鄆城。知縣余子翼逃。遂拋城。曹濮騷動。(中略)(7)鴻儒臨刑歎曰、我與王好賢父子經營二十餘年、徒屬甚衆、更遲數日、孰敢擗其鋒者。(後略)

右の二文を比較すると、記述構成においてほぼ一致し、同一語句が多數見出されるが、『紀事本末』の方が『國権』よりも記述がかなり詳細である。このことは、『紀事本末』の記事が『國権』の記事を継承し、それに(5)(7)の部分を始めとする新たな知見を加えて成立したものであることを窺わせる。では、『紀事本末』の段階で付加された(5)(7)を始めとする新たな知見は何に依るものであろうか。この『紀事本末』のみに見られる、徐鴻儒の最期の模様を記す(7)の記事は、両史料に共通して見られる聞香教の創立事情を記す(2)の記事とともに、岳和

声の二書（天啓四年三月序）、特に『餐微子集』<sup>四</sup>〔恭報擒獲妖首疏〕の左の如き記事を継承したものであると考えられる。

至天啓三年十月十七日、順天巡按彭鯤化妖賊叙功一疏内称。妖寇之興也、(2)始自王森。森原救一狐妖。狐令断尾藏之招人。令人聞異香、皆願帰附。稱為聞香教主。遠近響應。俄而森死。森有三子、遺貲鉅万。好賢獨拋之、購募邊塞勇敢之士。其為反謀益急。而畿南伝頭為于弘志、山東伝頭為徐鴻儒。其他未發者姓名多不得聞。好賢密約以天啓二年八月之望十方同起。鴻儒等以他事相激、先期發等因。(中略) (7)至鴻儒就擒、語人曰。吾与王氏父子經營天下二十餘年、按籍而數、吾法門弟子且逾二百万。更遲數日、吾橫行宇内、誰敢攖吾鋒者。(後略)

この『餐微子集』の記事は、第二群の他の史料にも繼承されているばかりでなく、第一群の『從信錄』<sup>一</sup>、天啓四年正月の条にも、ほぼ同文のまま繼承されている。このように、『紀事本末』は、その記事の多くを『國榷』に依拠しながらも、聞香教関係を始めとして、一部は『餐微子集』の系統の記事を繼承していることが確認出来たが、前掲の(5)の記事の如き知見が何に依るのかは未だ判らない。

ここで問題となるのが、『紀事本末』の記事と『從信錄』の記事との間に見られる微妙な類似である。『紀事本末』の前掲(5)の記事に対し、『從信錄』に照應記事があるのを始め、両者の間には多数の照應記事と同一語句が見出される。就中、官軍による鄒県城の奪還と徐鴻儒の捕縛の記事は極めて類似している。にも拘わらず、尚且つ、後掲の表、特に(4)の点に見られるが如き記述上の差異が存在する。『紀事本末』が『從信錄』系統の記事に依拠しながらも、これを誤写したか、或いは別系統の史料によつて修正したのか、この間の成立過程はいまもつ

て判然としない。いざれにせよ、『国榷』と『紀事本末』とが、全体の記述から見て、『奏議』・『実錄』・『平妖紀』等の史料と別系統に成立したことは確かであり、その記事は『明史』の編纂過程に於いても取り入れられていない。この二書以外の第二群史料は全てこの二書の記事を簡略にしたものである。

第二群諸史料は全て所謂野史の類であり、これらと『実錄』等の根本史料を含む第一群諸史料との間に、記述内容の相違があれば、これら第一群諸史料の信憑性は著しく低下せざるを得ないであろう。ここで、第一・第二群史料間の記述上の主な差異を挙げれば、左の表の如くなる。

記 事	第 一 群	第 二 群
(1) 教軍による鄭勝一県城の陥落。	(天啓二年)五月一七日夜 <sup>(58)</sup>	(天啓二年)夏六月
(2) 秋班辺軍の留用。	六月一五日勅許 <sup>(59)</sup>	秋七月
(3) 運河をめぐる戦闘。	六月九・一〇・一一・一二日 <sup>(60)</sup>	秋七月
(4) 官軍による徐鴻儒の捕縛。	一〇月一五日、鄭県城回復。一六日 朝、捕縛。 <sup>(61)</sup>	九月、勝縣城で捕縛。
(5) 勝縣知県姫文胤	教軍の捕虜となり、自経。 <sup>(62)</sup>	逃走
(6) 人名	(都司) 姫文胤 (勝縣)	楊國棟 姚之允 孔聞礼
(曲阜知県)	孔聞簡	楊國盛 姚之胤 孔聞礼

右の如く、第二群諸史料の記述は、日時、徐鴻儒の捕縛地、滕県知県姪文胤の行動、人名といった点で、第一群諸史料のそれと異なり、これらは全て第一群側の誤りである。第二群諸史料は右の如き誤りを共有しているうえに、それらの記事は、ごく一部を除いて、独自なものは無く、<sup>(63)</sup>全て第一群諸史料に於いて、はるかに詳細に記述されているものばかりである。よって、第一群諸史料は、この乱に関する限り、その成立条件に於いても、内容に於いても、第一群よりも格段に劣った史料と言わねばならない。

## むすび

以上、第一・第二群諸史料の形成過程とその信憑性を検討してきた結果、第一群諸史料が、徐鴻儒の乱及び聞香教を考察するに当つて、第二群史料よりも信憑性のある、依拠すべき史料群であることが確認された。第一群諸史料、就中、各節に於いて検討した主要な諸史料の価値は、それらの成立条件が相対的に優れているばかりでなく、それらの記事が、継承、照応、補完といった関係を通じて相互に結びつけられ、その信憑性を高めあいつつ、この歴史的事件の全貌を再構成するに当り、極めて有効適切な役割を果し得るところに在る。第一群中でやや異質な史料は、趙彥及び官軍に対して批判的記述をしている『説略』であるが、これが個人の雜錄に過ぎないとしても、撰者黃尊素が、當時、御史という要職に在り、記述対象に比較的近い立場にいたこと、加うるに、その記事が『明史』によつて繼承されることによつて、重要参考史料の一つと見なしてよいであろう。

この第一群諸史料の記事と概ね照応し、且つ、それらを補う独自の知見を多く含むものが、第三群諸史料、特

に、諸地方志に見られる個別地域的記事である。例えば、徐鴻儒の別名を徐誦とし、<sup>(65)</sup> 生員とする記事、鉢野県城をめぐる攻防戦に関する記事<sup>(66)</sup>、各地に於ける反乱の状況に関する記事等は、乱の考察に当つての好個の補足史料であり、別稿で行う予定の乱そのものの考察の際にこれを活用したい。

最後に敢て付言すれば、これまで検討してきた諸史料が全て官側の立場、それも時として官側の特定個人の立場から著されている、という点に対しても批判的態度を怠つてはならないことは言うまでもない。次稿では、筆者は、以上のようにして史料的価値の検討を経たこれら諸史料の記事を通して、この宗教反乱の全貌とその歴史的意義の解明に当りたい。

#### 註

- (1) 野口鉄郎「天啓徐鴻儒の乱」上、下（『東方宗教』二〇、二一、一九六二、六三年）。
- (2) 鈴木中正『中国史における革命と宗教』第七章「天啓二年の白蓮教乱」（東大出版会、一九七四年）。
- (3) 中華民国中央研究院歴史語言研究所所蔵。
- (4) 東京大学東洋文化研究所所蔵本の表題は『石門先生遺著』となっており、別名『靖匪錄』とも言うが、原題は『平妖集』である。
- (5) ともに「明季史料集珍第一輯」影印本（偉文図書公司印行、一九七七年）。なお、この史料は夫馬進氏の教示に
- (6) 崇禎五年の序文を有する史料10『皇明十六朝広彙記』の引用書目中に『兩朝從信錄』の名が見える。
- (7) 侯仁之「王鴻緒明史列伝残稿」（『明史編纂考』、学生書局、一九六八年、二四二—二四三頁）。なお、侯氏は康熙帝の皇太子「胤礽」の諱字の見えるところから、同草稿が康熙五一年以前に刪削を施されたものと見なす。
- (8) 柳詒徵「明史稿校錄」（前掲『明史編纂考』二七七—二八二頁）。
- (9) 趙彥については、後掲『明史』卷二五七△趙彥伝△参照。
- (10) 『明光宗実錄』泰昌元年八月己未の条。

（東海大学文学部専任講師）

依る。記して深謝する。

(11) 『明憲宗実錄』天啓三年八月甲戌の条。

(12) 『明憲宗実錄』天啓二年一二月乙酉の条。

(13) 『黃忠端公年譜』に依れば、黃尊素は天啓一年(一六二二)三月に御史になつており、更に、天啓三年十月には

山東道御史となつてゐる。

(14) 天啓元年(一六二二)より、黃尊素が宦官派のために

詔獄に投ぜられる天啓五年(一六二五)までの事象を記す。

(15) この記事は、後述する如く、第五節で提示する『明史草稿』△趙彥伝▽中の(18)の記事に継承されている。

(16) この記事は同前『明史草稿』△趙彥伝▽中の(23)の記事に継承されている。

(17) 王在晉『三朝遼事實錄』一卷一、四卷一。なお、この記事は『明史』卷二△趙彥伝▽に採り入れられている。

(18) 『平妖奏議』二卷△八次招安榜文塘報▽・三卷△廣招撫妖党塘報▽参照。

(19) 浅野忠允「明実錄雜考—影印本を中心として—」(『北

亞細亞學報』3、一九四四年)。間野潛龍「明實錄の研究」(『明代滿蒙史研究』、一九六三年)。

(20) この記事は第四節の『明史草稿』△趙彥伝▽中の傍線部分にほぼそのまま引用されている。

(21) (15)の日付は、『兩朝從信錄』六卷△平東總兵楊肇基塘報▽によつて、官軍による鄉県城の回復を報告する塘報

が発せられた日時であることが判明する。

(22) 『平妖奏議』四卷△計獲渠魁恢復鄉城報塘報▽。

(23) 『平妖集』の序と跋、及び同『麗水縣志』一卷人物の記す所を総合すると、王一中は浙江省麗水縣出身の万曆三

五年(一六〇七)の進士で、官は諸知県、廣西道監察御史を経て、太僕寺少卿となり、魏忠賢を彈劾したために却けられたが、崇禎年間に南京光祿寺卿に挙げられ、在任中に歿したという。

(24) 『平妖奏議』三卷△查勘二將失事疏▽。

(25) 註(23)参照。

(26) 同書の序・跋の記すところでは、同書の刻本が代々王

家に伝えられ、一部欠損が生じたが、子孫の者がこれを繕い、校閲して、復刊したものである。序には道光六年(一八二六)と道光九年(一八二九)のもの、跋には、最も古いもので嘉慶一年(一八〇六)、最も新しいもので同治二年(一八七四)のものが見られる。

(27) 『平妖集』下書札・尺牘△答兎東道▽。

(28) 『平妖集』下書札・尺牘△答撫院▽。

(29) 『平妖集』下書札・尺牘△回陳參將▽。

(30) 『明憲宗実錄』天啓二年九月戊申の条。

(31) 『平妖集』下書札・尺牘二卷△又与總河▽。

(32) 註(4)参照。

(33) 徐從治の伝は、16『啓植野乘』△徐司馬伝△、『明史稿』列伝及び『明史』卷八の△徐從治伝△がある。

(34) 光『海塙縣志』卷一人物伝・文苑。

(35) 『千頃堂書目』卷五に「徐從治、平妖紀事一卷山東徐鴻之亂」記す。恐らくは『昭代芳摹』附刻のものと同じものであろう。

(36) 李晉華「明史参考」(前掲『明史編纂考』五三一一

七九頁) 参照。

(37) 註(7)参照。

(38) 註(8)参照。

(39) 熙『沂州志』卷仕進部・胄弁志。『明史』卷二△楊肇基

伝△。

(40) 浙江省嘉興県人。万曆五年(一六〇七)進士。天啓年間に魏忠賢を彈劾した南京兵部右侍郎岳元声の実弟である。光『嘉興府志』卷五嘉興列伝、に伝がある。

(41) 『鑒微子集』卷五△赴任永平途遇蓮妖馳報疏△。

(42) 『鑒微子集』卷一△薊門交代謝恩疏△。

(43) 「國榷」憲帝天啓四年二月乙未の条。

(44) 『鑒微子集』卷四△恭報擒獲妖首疏△。

(45) 『明憲宗實錄』天啓三年閏十月戊戌の条。

明末徐鴻儒の乱の史料について

浅井

(46) 『鑒微子集』卷△直叙平妖鄰案疏△。

(47) 註(8)参照。

(48) 『説略』の記事に対応する部分を原文より抜粋し、『説略』の記述の順序に従って、これを排列した。(F)――

(J)の記事は△旧招節略△に見える記事である。

(49) 『説略』は撰者黃尊素が宦官派によって詔獄に投ぜられる天啓五年(一六二五)までの事象を記す。彼が天啓四年三月の小引を有する『擒妖始末』を閲読することは可能であったと思われる。

(50) 第一節で提示した『實錄』記事(1)の傍線部分、及び註(20)の記事参照。

(51) この系統以外の史料は、筆者の見た範囲では、『説略』に別個に記載の、

白蓮教始于王森相伝。森以壳腐為生。逕明遇一老人臥草間。長不滿三尺。形容陥隘。鼾睡未醒。森呼之。起老人亟走。是夜老人來謝授森瓣香曰。持此可以起家矣。蓋妖狐也。森因焚香倡教。凡染香氣者神魂俱醉。無不聽其指揮。故又名焚香教。徒衆至數十萬。發覺森死獄。其子王三仍行其術。伝頭・教主所在而是。(後略)といふ記事と、熙『鄒縣志』卷人民部・灾乱誌、の左の如き記事だけである。

初万曆年間、江南豐原有高姓者、宵行於草澤中遇妖狐、

授以符法。齋持七日、則聞有異香滿室。遂陰蓄逆謀。

両方の記事とも他に照應する史料が存在せず、その信憑性は今のところ岳和声の一書より高いとは言えない。

(52) 『説略』に「趙道長延慶守鉢野日、其内人親為給饋。城中婦女千餘俱效之」とある。

(53) 第一節に提示した『説略』の傍縁部分、及び註(15)の記事参照。

(54) 第一節に提示した『説略』の傍縁部分、及び註(16)の記事参照。

(55) 「今事不成、天也」という語句は岳和声の一書には見出されず、『説略』の段階で付加されたものである。

(56) 李晉華「明史參修考」(『明史編纂考』五三一一七九頁)、及び前掲註(7)の侯仁之論文、参照。

(57) 『兩朝從信錄』(卷一)(天啓二年五月)△山東妖賊倡亂、攻陷鄆城、撫臣趙彥發兵捕之の条。

(58) 『奏議』(卷一)△初報妖賊疏。

(59) 『奏議』(卷二)△起設總鎮并留班軍疏。

(60) 九月は『從信錄』(卷一)△直陳人妖地變天異以資修省疏に、一〇日と二二日は『奏議』(卷一)△曲阜退賊塘報に、一一日は『實錄』(天啓二年六月乙亥の条)に依る。

(61) 一五日は『奏議』(卷四)△計獲渠魁恢復鄆城塘報に、一

六日朝は『平妖紀』に依る。

(62) 『明憲宗実錄』(天啓二年六月戊辰の条)なお、『奏議』(卷一)△報賊陷鄆縣二縣疏では、姫文胤の逃走の伝聞を伝え、勘問を奏請しているが、『実錄』はこれを受け、調査の結果、逃走の事実を否定している。『明史』(卷九〇)△姫文允伝△参照。

(63) 第一群中最も詳細な『紀事本末』も、独自の記事は左の部分のみに過ぎない。

〔徐鴻儒〕又一千餘人因梁家樓、掘為巢。去縣二十里。

(中略) 賊首于弘志立馬仗弓、飛舞而來。官兵斬之於馬下。餘賊披靡四散。又擒妖民田傅民等。於是賊衆牛朝利等退拋白家屯、掘深濠、伐木為寨以固守。(後略)

(64) 註(13)参照。

(65) 康熙『鉢野県志』(卷一)藝文志△呂侯趙公平寇伝△。

(66) 康熙『城武県志』(卷一)雜志・紀異。

(67) 註(65)参照。

### 補註

(2) の部分だけは、私が、『紀事本末』に対応する『國榷』天啟四年(一六二四)正月丁丑の条を、抜粋して入れたものである。